

容器包装リサイクル法に基づく

第10期恵庭市分別収集計画

令和5年度から令和9年度



恵庭市リサイクルセンター

令和4年6月

目次

1 計画策定の意義	1
2 基本的方向	1
3 計画期間	1
4 対象品目	2
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)	2
6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る 分別の区分(法第8条第2項第3号)	3
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装 リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	5
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	6
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)	6

※法…容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(容器包装リサイクル法)

恵庭市分別収集計画

令和 4 年 6 月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済システムや生活スタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、市民・事業者・恵庭市が協働し、それぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、最終処分場の延命化を図りつつ、ごみの減量化、再資源化を促進し、最終処分量の低減化を図るという状況にある。

容器包装廃棄物の発生を抑制するとともに、ごみの減量化・資源化のために、「3R+Renewable」や、「Reduce（減らす）」につながる「Refuse（必要ないものは断る）」、「Repair（修理して使う）」、「Rental（借りる）」といった取り組みを促進する必要がある。

最終処分量の削減を図ることを目的に、市民・事業者・恵庭市の 3 者が責任を分担し、その役割を認識するとともに、具体的な推進方策を明らかにし、本計画を公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示す。

本計画の推進により、ごみの減量化・資源化や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は、次のとおりとする。

- ①「花・水・緑・人がつながり 夢ふくらむまち えにわ」の実現をめざす恵庭市の基本構想のもと、循環型社会の形成に向けて一般廃棄物処理基本計画等と整合させながら本計画を実施します。
- ②市民・事業者・恵庭市が協力して「3R + Renewable（持続可能な資源）」などのごみの減量化・資源化の取り組みを進め、循環型社会のまちづくりを進めます。
- ③戸別収集方式を基本とした収集運搬を継続し、リサイクルセンター等の施設を安定的に運営し、エネルギーの有効活用に取り組みます。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 5 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画の対象とする容器包装廃棄物の品目は次のとおりとする。

- ①スチール製容器
- ②アルミ製容器
- ③ガラス製容器(無色)
- ④ガラス製容器(茶色)
- ⑤ガラス製容器(その他)
- ⑥飲料用紙製容器
- ⑦段ボール
- ⑧ペットボトル
- ⑨プラスチック製容器包装

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

表 1

年度(令和)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	1,831t	1,829t	1,826t	1,821t	1,816t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制に向け、次の施策を実施します。実施に当たっては市民、事業者、恵庭市がそれぞれの立場から役割を分担し、自主的かつ積極的に相互に協力し連携を図ります。

①市民の役割

- ・収集対象となっている資源物は正しく分別排出する。
- ・マイバッグを持参するなど包装材の使用抑制に努める。
- ・使い捨て商品の使用を控え、マイ箸、マイボトル等を使用するよう努める。
- ・集団資源回収に協力する。
- ・店頭回収(購入したお店に資源物を戻す)を利用する。
- ・壊れたものは修理して大切に使用したり、利用頻度の少ないものはレンタルやシェアリングシステムを利用する。

②事業者の役割

- ・製造段階での減量化、過剰包装・容器包装の抑制、リユース容器の利用・回収促進などによる廃棄物の発生抑制に努める。

- ・ 製造業者・小売事業者においては再使用しやすい製品の製造や導入に努める。
- ・ 3R の実践を促す情報発信やサービスの提供に努める。
- ・ 店頭回収の拡大やリサイクル推進のための普及啓発に取り組む。
- ・ 事業者としてごみの減量とリサイクルに努め、適正な処理・処分に努める。

③ 恵庭市の役割

- ・ 市民および事業者に対して、ごみの発生抑制・再利用・資源化を推進するための意識啓発や、必要な情報の収集・発信を行う。
- ・ ごみの分別・収集体制について、経済性・効率性の観点から適宜必要な見直しを行い、環境に配慮した安定的なごみ処理体制の維持・運営に努める。
- ・ 集団資源回収に関する普及啓発活動を推進する。
- ・ 排出者としてごみの減量とリサイクルを率先して取り組む。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画などを総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、恵庭市が有する選別施設などを勘案し、収集に係る分別の区分を下表右欄のように定める。

表 2

分別収集をする容器包装の種類	収集に係る分別の区分						
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器 主として ガラス製の容器 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="border: none;">┌</td> <td style="border: none;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">├</td> <td style="border: none;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">└</td> <td style="border: none;">その他のガラス製容器</td> </tr> </table>	┌	無色のガラス製容器	├	茶色のガラス製容器	└	その他のガラス製容器	缶・ガラスびん・ペットボトル (飲み物、食べ物、調味料が入っていたもの)
┌	無色のガラス製容器						
├	茶色のガラス製容器						
└	その他のガラス製容器						
主としてポリエチレンテレフタレート(PET) 製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの							
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック						
主として段ボール製の容器	段ボール						
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装						

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

表 3

		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器		72.42 t		72.32 t		72.23 t		72.02 t		71.82 t	
主としてアルミ製の容器		101.52 t		101.39 t		101.25 t		100.97 t		100.69 t	
無色のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		102.87 t		102.74 t		102.60 t		102.32 t		102.03 t	
		(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
		102.87 t	0 t	102.74 t	0 t	102.60 t	0 t	102.32 t	0 t	102.03 t	0 t
茶色のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		139.22 t		139.04 t		138.85 t		138.47 t		138.08 t	
		(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
		139.22 t	0 t	139.04 t	0 t	138.85 t	0 t	138.47 t	0 t	138.08 t	0 t
その他のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		73.18 t		73.08 t		72.98 t		72.78 t		72.58 t	
		(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
		73.18 t	0 t	73.08 t	0 t	72.98 t	0 t	72.78 t	0 t	72.58 t	0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		11.71 t		11.70 t		11.68 t		11.65 t		11.62 t	
主としてダンボール製の容器		190.26 t		190.01 t		189.76 t		189.23 t		188.70 t	
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		261.65 t		261.30 t		260.96 t		260.23 t		259.50 t	
		(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
		261.65 t	0 t	261.30 t	0 t	260.96 t	0 t	260.23 t	0 t	259.50 t	0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		878.58 t		877.42 t		876.27 t		873.82 t		871.37 t	
		(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
		878.58 t	0 t	877.42 t	0 t	876.27 t	0 t	873.82 t	0 t	871.37 t	0 t
	(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
		(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
		0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

人口予測は、「恵庭市人口ビジョン2019」による人口予測を勘案し、次のとおり設定した。

表 4

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
70,009人	69,917人	69,825人	69,630人	69,435人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、下記の体制により行います。

また、町内会等の住民団体による「集団資源回収」の取り組みについての普及啓発や、奨励金の交付による活動の促進を行う。

表 5

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶	委託業者による 指定日収集	委託業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色ガラス製容器	ガラスびん	同上	同上
	茶色ガラス製容器			
	その他ガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック	同上	同上
	段ボール	段ボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	同上	同上
	プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設について下表のとおり示す。

収集した容器包装廃棄物は、恵庭市リサイクルセンターで、選別・圧縮・保管施設する。

表 6

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶 ガラスびん ペットボトル	中身の見える袋に入れる	パッカー車 またはトラック	恵庭市リサイクルセンター(選別・圧縮・保管施設)
アルミ製容器				
無色ガラス製容器				
茶色ガラス製容器				
その他ガラス製容器				
ペットボトル				
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	中身の見える袋に入れる		
飲料用紙製容器	飲料用紙パック	ひもで縛るか、中身の見える袋に入れる		
段ボール	段ボール	ひもで縛る		

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

分別収集計画が実効あるものにするため、次の取り組みを進めます。

①ごみの減量化・資源化に係る意識啓発・情報発信

広報やごみ分別事典、ホームページ等での周知のほか、町内会や市民団体等を対象とした出前講座を実施し、ごみの減量化や資源化に関する啓発を行う。

②資源化の促進に向けた取り組み

資源物の民間回収拠点等の情報提供や、集団資源回収の普及啓発および登録団体への奨励金の交付を通して、資源化の促進に努める。

③地域・事業者との連携

町内会・恵庭市環境美化等推進員、集合住宅のオーナー及び管理会社と連携し、不法投棄・不適正排出対策に努める。

④SNS 等を活用した分別意識の向上の促進

市民の適正分別への意識の向上のため、SNS 等を活用した啓発活動や、「ごみサク」の普及の促進に努める。

参考：容器包装リサイクル法(抜粋)

第五章 分別収集

(市町村分別収集計画)

第八条 市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、三年ごとに、五年を一期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画(以下「市町村分別収集計画」という。)を定めなければならない。

2 市町村分別収集計画においては、当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み
- 二 容器包装廃棄物の排出の抑制を推進するための方策に関する事項
- 三 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
- 四 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第二条第六項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
- 五 分別収集を実施する者に関する基本的な事項
- 六 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項
- 七 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

3 市町村分別収集計画は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して定めるとともに、当該市町村が廃棄物処理法第六条第一項の規定により定める一般廃棄物処理計画に適合するものでなければならない。

4 市町村は、市町村分別収集計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出するとともに、公表しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により市町村分別収集計画の提出を受けたときは、市町村に対し、分別収集の実施に関する助言その他必要な援助をすることができる。